

家屋を取り壊したときは届出が必要です

住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、手続き(届出)が必要です。

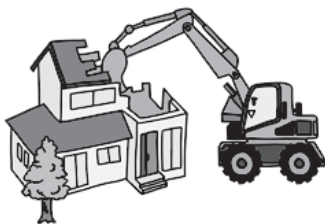
固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されますので、家屋を取り壊した翌年度から課税されなくなります。

未登記家屋を壊した場合

未登記家屋を取り壊したときは、税務住民課に「家屋滅失届」を提出してください。忘れてしまうと、取り壊した家屋分を課税してしまう場合があります。また、売買等により所有者が異動した場合は、「未登記家屋名義変更届」を提出してください。

登記家屋を壊した場合

登記済家屋を取り壊したときは、法務局で「滅失登記」をしてください。登記されている不動産は、登記簿上の所有者に課税することになりますので、売買等により所有者が異動した場合は、速やかに所有権移転登記を行ってください。



※法務局に登記されている家屋は、滅失登記をしない限り残ったままとなりますのでご注意ください。

お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎ 4-2511

内線 113

☆ 4-251103

旭川地方税務局名寄支局

☎ 01654-2-2349

お知らせ
令和4年ふるさと成人式を開催します

20歳の成人をお祝いする「ふるさと成人式」を令和4年1月8日(土)にバスターミナル合同センターで開催します。対象者は平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかの事項に該当する人です。

○下川町に住民登録している人

○親または兄弟が町内に住んでいる人

○下川町に住んでいたことがある人

出席を希望する人は、11月30日(火)までに教育委員会へご連絡ください。

お問い合わせ

教育委員会

生涯学習グループ

☎ 4-2511 内線 516

☆ 4-251111



お知らせ

令和3年度町民懇談会を開催します

町では、町民の皆さまとの懇談を通じて、安全・安心な住みよいまちづくりを目指し、下記の日程で町民懇談会を開催いたしますので、皆さまのご参加をよろしくお願いいたします。

なお、参加される人は、お手数をお掛けしますが11月19日(金)までに、税務住民課まで申込みください。

お問い合わせ
税務住民課
住民生活グループ
☎ 4-2511 内線 112
☆ 4-251103

開催日	時間	開催場所	主たる公区
11月24日(水)	19:00~	総合福祉センターハピネス大広間	旭町・緑町・共栄町・末広町・新町・北町・錦町・幸町・元町・中成北・中成南・二の橋・三和・班溪
11月25日(木)	13:30~	農村活性化センターおうる多目的ホール	上名寄第1・上名寄第2・上名寄第3
	19:00~	一の橋コミュニティセンター大ホール	一の橋